

35. もし、あなたの兄弟が貧しくなり、あなたのもとで暮らしが立たなくなったなら、あなたは彼を在住異国人として扶養し、あなたのもとで彼が生活できるようにしなさい。
36. 彼から利息も利得も取らないようにしなさい。
あなたの神を恐れなさい。
そうすればあなたの兄弟があなたのもとで生活できるようになる。
37. あなたは彼に金を貸して利息を取ってはならない。
また食物を与えて利得を得てはならない。
38. わたしはあなたがたの神、主である。
わたしはあなたがたにカナンの地を与え、
あなたがたの神となるためにあなたがたをエジプトの地から連れ出したのである。
39. もし、あなたのもとにいるあなたの兄弟が貧しくなり、あなたに身売りしても、彼を奴隷として仕えさせてはならない。
40. あなたのもとで住み込みの雇い人としておらせ、ヨベルの年まであなたのもとで仕えるようにしなさい。
41. そして、彼とその子どもたちがあなたのもとから出て行き、自分の一族のところに帰るようにしなさい。
そうすれば彼は自分の先祖の所有地に帰ることができる。
42. 彼らは、わたしがエジプトの地から連れ出した、わたしの奴隷だからである。
彼らは奴隷の身分として売られてはならない。
43. あなたは彼をしいたげてはならない。
あなたの神を恐れなさい。
44. あなたのものとなる男女の奴隷は、あなたがたの周囲の国々から男女の奴隷を買い取るのでなければならない。
45. または、あなたがたのところに居留している異国人の子どもたちのうちから、あるいは、あなたがたの間にいる彼らの家族で、あなたがたの国で生まれた者のうちから買い取ることができる。
このような者はあなたがたの所有にできる。
46. あなたがたは、彼らを後の子孫にゆずりとして与え、永遠の所有として受け継がせることができる。
このような者は奴隷とすることができる。
しかし、あなたがたの兄弟であるイスラエル人は互いに酷使し合ってはならない。
47. もしあなたのところの在住異国人の暮らし向きが良くなり、その人のところにいるあなたの兄弟が貧しくなって、あなたのところの在住異国人に、あるいはその異国人の氏族の子孫に、彼が身を売ったときは、
48. 彼が身を売ったあとでも、彼には買い戻される権利がある。
彼の兄弟のひとりが彼を買い戻すことができる。

- 49 . あるいは、彼のおじとか、おじの息子が買い戻すことができる。
 あるいは、彼の一族の近親者のひとりが買い戻すことができる。
 あるいはもし、彼の暮らし向きが良くなれば、自分で自分自身を買い戻すことができる。
- 50 . 彼は買い主と、自分が身を売った年からヨベルの年までを計算し、彼の身代金をその年数に応じて決める。
 それは雇い人の場合の期間と同じである。
- 51 . もし、まだ多くの年数が残っているなら、
 それに応じて自分が買われた金額のうちの自分の買い戻し金を払い戻さなければならない。
- 52 . もしヨベルの年までわずかの年数しか残っていないなら、
 彼はそのように計算し、その年数に応じてその買い戻し金を払い戻さなければならない。
- 53 . 彼は年ごとに雇われる者のように扱われなければならない。
 あなたの目の前で、その人は彼を酷使してはならない。
- 54 . たとい、彼がこれらの方法によって買い戻されなかったとしても、
 ヨベルの年には、彼はその子どもといっしょに出て行くことができる。
- 55 . わたしにとって、イスラエル人はしもべだからである。
彼らは、
わたしがエジプトの地から連れ出したわたしのしもべである。
わたしはあなたがたの神、主である。

説教

レビ記 25 章は、七日ごとの安息日、七年ごとの安息年、そして五十年ごとのヨベルの年についての教えです。23 節から 34 節までは、貧しくなってやむなく自分の土地を手放さざるを得なくなった際のことについての規定です。

35 節以降では、さらに貧しくなった場合のことについて教えられます。貧しくなって土地を売り、そうして売物が無くなってしまったために身売りせざるを得ない場合について、大まかに三つに分けて教えられます。

まず、お金を貸してくれたり扶養してくれる兄弟がいる場合です(35-38 節)。次に、そのような心ある兄弟がなく、生活していくためにやむなく自分の兄弟に身売りせざるを得ない場合について教えられます(39-46 節)。そして、最後に、奴隷として買ってくれる身内の者さえなく、生きていく最後の手段として在留異国人に奴隷として身売りせざるを得ない最も不幸な場合について教えられます(47-54 節)。

まず、お金を貸してくれる、あるいは扶養してくれる兄弟がいる場合には(35-38 節)、「在留異国人として扶養し、あなたのもとで彼が生活できるようにしなさい」と教えられます。その際には、貧しい兄弟に金を貸して利息を取ることで金儲けしたり、あるいはその貧しい兄弟をこき使って金儲けをたくらんではならないと命じられます(36-37)。なぜなら、たとえどんなに貧しくても落ちぶれたとしても、兄弟はあくまで兄弟なのであり、生涯、愛し、仕え、助けるべき対象であるからです。貧しく不幸な兄弟を自分の利得の手段にしてはなりません。兄弟の不幸につけ込んで惨めな兄弟を食いものにしたりしません。利得の手段として食いものにすることはなく、むしろ助

けを必要としている兄弟に恵みを施し、兄弟の祝福のために奉仕しなければなりません。それで、神さまは次のように付け加えます。「わたしはあなたがたの神、主である。私はあなたがたにカナン之地を与え、あなたがたの神となるためにあなたがたをエジプトの地から連れ出したのである。」(38)神さまは、奴隷であったイスラエルをエジプトの地から解放し、祝福されたカナン之地に住まわせて、彼らに恵まれた生活を与えてくださいました。だからこそ、奴隷から解放されて祝福された生活を恵まれているイスラエルは、自分が神さまからしてもらっている通りに自分の貧しい兄弟にも憐れみを施して、無償で「扶養」してあげるようにと、神さまは言われるのです。

一方、そこまでしてあげられないという場合には、身売りしてくる貧しい兄弟を、「奴隷」としてではなく、せめて「住み込みの雇い人」として住まわせてあげるように、と神さまは命じられます。なぜなら、「彼らは、私がエジプトの地から連れ出した、わたしの奴隷だから」と言われます(42)。イスラエルはあくまで「神さまの奴隷」なのであって「人の奴隷」ではありません。そして、「人の奴隷」にはいけません。どんなに貧しく落ちぶれたとしても、自分の兄弟を「奴隷」とすることは許されないと神さまは言われるのです。たとえ異邦人にはそういうことが常識であったとしても、イスラエルには許されません。神さまに贖われたイスラエルは、身内をそうしてはならないというのです。

最後に、最も不幸な場合、すなわち奴隷として買ってくれる身内の者さえなく、生きる最後の手段として在留異国人に奴隷として身売りしてしまった場合にはどうしたらよいでしょうか(47-54)。結論から言えば、身売りしてしまった後であっても、身売りしたその不幸な兄弟を、できる限り買い戻すよう努力しなければなりません。まずはその兄弟が(48)、次におじが、おじの息子が、あるいは一族の近親者のひとりが買い戻すことができるといいます(49)。その際の買い戻しの代金はヨベルの年までの年数の収穫高によって計算し、たとえ異邦人の奴隷に身を落とすという最悪のどん底状態に陥ったとしても、生涯奴隷ということはあり得ず、ヨベルの年には家族共々解放されました(54)。そして、たとえ奴隷として在留異国人に売られた場合であっても、雇い人のように扱わなければならない、奴隷のように酷使してはなりません(53)。ここでも神さまはその理由をこう言われます。「わたしにとって、イスラエル人はしもべだからである。彼らは、私がエジプトの地から連れ出したわたしのしもべである。わたしはあなたがたの神、主である。」(55)

以上見てきた所からどのようなことが言えるでしょうか。それは、イスラエルが人の奴隷となってはならない、ということです。彼らはあくまで神の奴隷です。神さまがエジプトで奴隷であった彼らを贖って救い出されました。彼らの主人は神さまです。彼らは神のしもべなのです。だから、人の奴隷に成り下がってはなりません。そして、兄弟を奴隷としてもなりません。むしろ、兄弟を助けなければなりません。無利子で金を貸し、扶養し、あるいは雇い、場合によっては、高い身代金を払って売られた兄弟を買い戻さなければ(贖わなければ)なりません。なぜなら、神さまご自身が、彼らを助けてくださったからです。最悪でどん底の状態にあった彼らを、高い身代金を払って買い戻し(贖い)、養ってくださいました。だから、彼らも、自分が神さまからいただいた通りに、自分の兄弟を助けなければならないのです。そして、彼らが自ら犠牲を払って自分の兄弟を助けることを通して、イスラエルは、彼らを贖ってくださった神さまのお恵みを思い知るのです。

私たちも同じではないでしょうか。神さまは、ご自身のひとり子イエスキリストという最も高価な代価を払って、売られて悪魔と罪の奴隷であった私たちを買い戻して(贖って)くださいました。私たちは神のしもべです。人の奴隷ではありません。人の奴隷に成り下がってもいけません。人の奴隷ではなく、神の奴隷です。罪の奴隷ではなく、神の奴隷です。罪贖われた神のしもべとして、罪贖われたこのからだ、キリストという代価をもって買い戻していただいたこの手足をもって、神さまに仕え、神の栄光をあらわして生きていきたいと心から願います。

そして、隣り人を助け、私たちが罪から贖い出してくださった生ける救い主イエスキリストを彼らに伝えて、

彼らに罪と滅びからの救いをもたらしていくことができるよう、心から願います。

天の父なる神さま。

みことばをありがとうございました。

本日みことばから教えていただいたように、歴史は、永久のヨベルの年であるキリストの再臨と来るべき新天地とを目指して進んでいます。かの日が来れば、神さまを信じるすべての民は、キリストの身代わりにより罪贖われ、罪深いこのからだも贖われて、永遠の神の国に入るよう解放されます。

その日がますます近づいていることを覚え、神のしもべとして、救われたこの身を、自らの手足を、救われた喜びと感謝をもって神さまにささげ、神の栄光をあらわして生きていく者としてください。

そして、神さまからいただいたお恵みを愛する隣りに分かち合い、彼らの祝福のために仕え、恵みに満ちた神さまの栄光を彼らにあらわしていくことができるよう助けてください。

イエスキリストの御名により祈ります。